

家畜衛生情報

香川県畜産課
TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
香川県東部家畜保健衛生所
TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
香川県西部家畜保健衛生所
TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

令和2年度 畜産施策の概要

平成30年1月に本県で発生した高病原性鳥インフルエンザや、同年9月から中部地方や関東地方、沖縄県で発生が続いた豚熱（旧疾病名：豚コレラ）など、異常家畜の早期発見・早期通報をはじめとする飼養衛生管理基準の遵守の徹底の重要性がさらに高まっています。本年4月3日には、家畜伝染病予防法が改定され、飼養衛生管理に関する条項等が拡充されました。こうした状況を受け、県では、①農場の飼養衛生管理基準の遵守レベル向上の推進、②市町及び関係団体等との連携強化、③家畜伝染病に対する監視・防疫・まん延防止等の危機管理体制の強化に取り組みます。また、本年の定期検査は、肉用繁殖牛及び乳用牛とその同居牛等のヨーネ病を対象に実施します。さらに、最近の県内の課題である牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜病、豚繁殖・呼吸障害症候群の検査の普及及び体制の整備に取組み、新規発生の防止に努めます。

一方、畜産経営面では、TPP11（環太平洋パートナーシップ）をはじめEU・EPA（経済連携協定）が発効3年目となり、関税がさらに引き下げられるなど、海外からの安価な畜産物の輸入増による影響が今後の大きな不安材料になっている上に、新型コロナウイルスの感染拡大による畜産物の消費の低迷が続いている。このような中、安定した畜産経営を継続できるよう、品質向上やコスト低減等により経営体质を強化する必要があります。このため、県では、国が行う畜産経営安定対策事業に係る支援を行うとともに、畜産クラスター事業等の活用による収益力向上や省力化等による経営基盤の強化を図っています。さらに、酪農後継牛の自家育成支援や、畜産農家と耕種農家等との連携による資源循環型農業を推進します。

また、「オリーブ牛」、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」、「オリーブ地鶏」と3つ揃った本県畜産物の効果的なブランド力向上の取組みを展開することとしています。特に、「オリーブ牛」については、鹿児島全共での優等賞・脂肪の質賞の獲得に向けて、遺伝子評価等に基づき、令和元年12月から第8区、本年4月から第3区の調整交配が行われ、本年度後半から出品候補牛が誕生しています。引き続き、育成・肥育・調教等、皆様方の御協力をお願いいたします。併せて、本年度から、牛舎施設の増築・改修の支援事業を開始し、高品質な「オリーブ牛」の増頭による産地形成をさらに推進します。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、国内外の需要減少による和牛枝肉価格の低下等、畜産経営の悪化が懸念されておりますが、国の施策の積極的な活用に努めるとともに、県予算の効果的な配分により、家畜防疫体制や生産基盤の強化、販売促進などの施策を総合的に推進します。

疾病情報

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(近県)

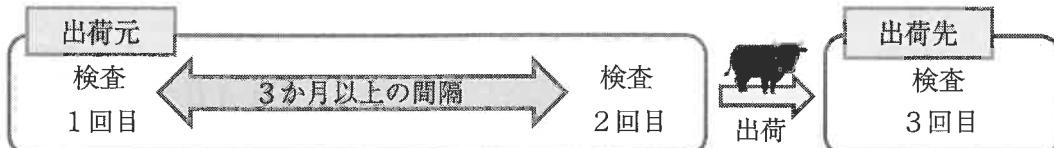
疾 病 名	畜 種	発 生 場 所	発 生 時 期	発 生 戸 数	発 生 頭 羽 数
牛ウイルス性下痢粘膜症(届出)	牛	岡山県、香川県	R2.3月	2	4
牛 白 血 病 (届 出)	牛	兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県 島根県、山口県、愛媛県、徳島県 高知県、香川県	R2.1月～R2.3月	82	111
ネオスピロラ症(届出)	牛	広島県	R2.1月	1	1
豚 丹 毒 (届 出)	豚	兵庫県、広島県、鳥取県、島根県 徳島県、高知県、香川県	R2.1月～R2.3月	19	41
鶏 痘 (届 出)	鶏	広島県	R2.2月	1	3
鶏マイコプラズマ病(届出)	鶏	香川県	R2.2月	2	6
伝染性咽頭気管炎(届出)	鶏	島根県、山口県	R2.1月～R2.3月	2	5
アカリンドニ症(届出)	蜜蜂	兵庫県、岡山県、広島県 鳥取県、島根県、山口県 愛媛県、徳島県、香川県	R2.1月～R2.3月	15	27
ブルータング(届出)	羊	広島県	R2.3月	1	5

ヨーネ病防疫対応について

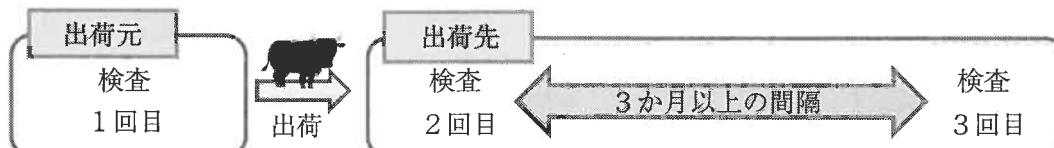
ヨーネ病はヨーネ菌を原因とし、発症牛は慢性の水様性下痢、泌乳量低下、削瘦等の症状を呈します。感染牛の糞便を介して他の牛へ感染拡大し、治療やワクチンによる予防はできません。

香川県では、昨年度から、乳用牛に加え、肉用繁殖牛のヨーネ病検査を実施しています。検査で患畜が確認された場合、患畜の殺処分、牛舎等の消毒、同居牛（繁殖に供する牛等）検査を実施します。加えて、発生農場は、清浄化が達成されるまで、原則として牛の移動はできませんが、特に必要のある場合、他の農場に牛を出荷するため、次の2つの対応のうち、どちらかを実施しなければなりません。

【1】出荷日前6か月以内に出荷元で2回の検査を実施（3か月以上の間隔を空ける）



【2】出荷元で1回の検査を実施（出荷月齢等で3か月以上の間隔を空けた検査ができる場合）



香川県では、平成24年度以降、ヨーネ病の発生はありません。しかし、昨年は21道県で1,065頭が摘発されました。発生地域から導入した牛は、検査を受けなければなりません。導入を計画したら、まず家畜保健衛生所へ連絡し、早急な検査を受けることで、農場の汚染を防ぎましょう。なお、輸入牛を導入する際にも、必ず最寄りの家畜保健衛生所へご連絡をお願いします。

飼養衛生管理基準の改正のポイントについて(豚、いのしし)

令和2年7月1日に、新しい飼養衛生管理基準（豚、いのしし）が施行されます。豚熱の発生農場の疫学調査の結果等を踏まえて、様々な基準が追加、体系化されました。なお、一部項目は、猶予期間が設定（「野生動物侵入防止柵」及び「畜舎等防鳥ネットの義務化」（R2.11～）「食品残さ飼料利用時の加熱処理」及び「衛生管理マニュアルの作成（R3.4～）」）されています。今回は、施設要件以外の変更点を紹介します。

- 新** 家畜の所有者の責務（発生予防、まん延防止）の設定
- 新** 飼養衛生管理マニュアルの作成・従業員や外部事業者への周知徹底
- 新** 放牧している農場は、野生いのしし等での発生時には、家畜を屋内の畜舎に収容するか、家畜の出荷や移動措置を実施
- 改定** 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時は、90℃60分間以上の加熱処理を、飼養衛生管理区域外で実施
- 追加** 交差汚染防止措置は、飼養衛生管理区域内の衣服に更衣するときや、車両の乗降の際にも実施
- 追加** 飼料運搬トラック等も、車両の消毒はもちろん、車両内に農場専用の足置き（フロアマット）を用意するなど、交差汚染防止の徹底
- 追加** 畜舎ごとに、専用の靴を使用すること
- 新** 衛生管理区域に搬入する物品の外、搬出する物品の消毒等の実施

作業の手間や経費などの負担は増加しますが、一旦家畜伝染病が発生すると、大切な家畜を処分せざるを得ず、金銭的被害と、飼養者及び関係者の労力や精神的負担は計り知れないことを念頭におき、ご理解とご対応をお願いします。

飼養衛生管理マニュアル必要事項

- ①従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ②海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- ④農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧農場における防疫のための更衣
- ⑨手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

これからハエ対策

気温が高まるとともにハエが増える季節になりました。ハエは家畜に対して様々なストレスを与え、生産性の低下をもたらす上に家畜伝染病を媒介する恐れがあります。さらに、近隣からの苦情の原因で大きなウエイトを占めています、常にハエを駆除し衛生的な畜舎環境を保ちましょう。

代表的な「イエバエ」の場合、糞などに産み付けられた卵は8日～14日で成虫になります。その約5日後には産卵を開始し、一生の間に500個以上産卵することもあります。計算上ですが、5か月で約2垓（1兆の1億倍！）匹にもなる繁殖力をもっているのです。

ハエの発生しやすい場所は、畜舎や堆肥舎、飼槽の隅などです。糞や飼料残さはこまめに取り除くなど、環境対策と組み合わせて実施することが大切です。

◆殺虫剤等を効果的に使うために

○薬剤の使用説明書をよく読み、成虫・幼虫などに応じて用法・容量を守って、正しい濃度での使用が重要です。成虫は一般的に気温が低く活動が鈍い朝夕や雨天の日の使用が効果的です。

○薬剤の種類によっては、連続して長期間使用するとハエが抵抗性をもつことがあるので、長期間連続して使用する場合は、系統の違う薬剤をローテーションで使用してください。

◆畜産物への薬剤残留を防ぐために

○畜舎で使用できる薬剤は動物用医薬品だけです。散布した薬剤が畜産物に残留させないよう休薬期間など、定められた用法・容量を遵守し、畜体に直接噴霧が認められていない薬剤は、決して家畜に暴露させないでください。そして、使用の際は記帳をしてください。

新規事業の紹介：オリーブ牛生産拡大事業（牛舎増築・改修事業）

香川県では、令和2年度から、香川県内の黒毛和種生産者が、オリーブ牛の繁殖・育成・肥育の用途で、香川県内の既存牛舎等の増築（軒出し）・改修（牛房や動線の改善等）を行い、増頭を図る場合、これに必要な経費の一部を補助する「オリーブ牛生産拡大事業」を開始しましたので紹介します。

○補助対象経費：牛舎等の増築・改修に係る建築工事（基礎工事を含み、撤去・造成は含まない）
設備工事（給排水、給水器、餌槽、換気扇等の飼養管理に必要な設備に限る）

○補助率・上限：予算の範囲内で1／2以内（消費税・地方消費税を除く）、上限200万円

○審査・採択：事業実施計画承認申請書に記載された補助金の額、増頭数及び最低使用期間等の内容を審査します。また、補助事業により取得した牛舎の場合は、公平性の観点から、採択順位を考慮します。

○申請時に必要な添付書類：工事計画（図面）・見積り書類、工事計画箇所（施行前）の写真等

○応募期限：令和2年6月30日（畜産課必着）

このほかにも、酪農場に対しては、牛ウイルス性下痢・粘膜病や牛白血病対策の事業がありますので、疾病対策にご興味のある方は、家畜保健衛生所にお問合せ下さい。



(写真) 増築（軒出し）の例 →

令和2年度 香川県畜産課関係組織体制

畜産課

課長 澤野一浩
副課長 坂東可奈
家畜防疫主幹 筒田裕子

【総務・経営グループ】

副主幹 真鍋大明
副主幹 川井美貴
主任 都築高弘
主任 山岡彩花

【生産流通グループ】

課長補佐(総括) 高橋和裕
副主幹 上村知子
副主幹 矢野敦史
主任 北本英司
主任 田中勝啓
技師 井手上奈央

【衛生環境グループ】

課長補佐 大西美弥
副主幹 滝市さつき
主任 瀬尾泰隆
主任 坂下奈津美
主任技師 原 基

東部家畜保健衛生所

所長 野崎 宏
次長(兼) 泉川康弘
家畜防疫主幹

【庶務課】

課長 青木一洋
主任 藤岡 貴
会計年度任用 佐藤直子
会計年度任用 鈴木真由美

【衛生指導課】

課長 田淵賢治
副主幹 宮本純子

【防疫課】

課長 田中宏一
副主幹 山下洋治
主任 香川正樹
獣医師 久利俊二

【病性鑑定室】

室長 向阪優雅
主席研究員 上村圭一
主任研究員 片山進亮
主任研究員 土佐 進
主任技師 中津弥乃梨

【小豆総合事務所 家畜保健衛生室】 【小豆支所】

室長 森田えり
会計年度任用 明田由加里
会計年度任用 赤岩和美

西部家畜保健衛生所

所長 上原 力
家畜防疫主幹(兼) 高橋茂隆

【庶務課】

課長 篠原啓二
主任 神原照生
主任 黒川康則

【衛生指導課】

課長 川田建二
副主幹 梶野昌伯
主任 合田憲功

【防疫課】

課長 松元良祐
主任 光野貴文
技師 四宮有果

【西讃支所】

支所長 高橋茂隆
副主幹 渡邊朋子
副主幹 山本英次
主任 森西恵子
主任 後藤博幸
技師 田中 舜

畜産試験場

場長 大谷徳寿
次長 筒田裕司

【総務課】

課長 有馬芳文
主任 古川一男
主任 笠井弘子

【酪農・肉牛担当】

主席研究員 三好里美
主任 豊島大輔
主任技師 増川慶大
主任技師 傍示 和

【飼料環境担当】

主任研究員 今雪幹也
主任研究員 久保貴士

【養豚担当】

主席研究員 萱原由美
主任技師 豊嶋 愛

【養鶏担当】

主席研究員 三谷英嗣
主任研究員 川江早矢香

＜お知らせ＞

○【全畜種対象】飼養衛生管理者制度が創設されました！

令和2年7月1日に施行される改正家畜伝染病予防法で、家畜の所有者が、飼養衛生管理に係る責任者を選任し、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理に責任を持たせるという「飼養衛生管理者」制度が創設されました（折込参照）。7月1日の施行までに報告が必要な事項があります。詳しい内容や報告方法については、追って、周知予定です。

○6月15日は、鶏などの定期報告の期限です

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者は、令和2年2月1日現在の飼養羽数等について、令和2年6月15日までに家畜保健衛生所に報告をお願いします。

○令和2年度豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況調査について

各防疫指針に基づき、豚等を6頭以上飼養する農場全てを対象に、豚熱及びアフリカ豚熱浸潤状況調査のために、立入検査（30頭以上の採血）を実施します。時期は、個別に家畜保健衛生所からお知らせします。

○令和2年度ヨーネ病定期検査について

今年度の搾乳又は繁殖のために飼育している雌牛等を対象に実施している、ヨーネ病定期検査の対象地域は、丸亀市、観音寺市杵田町及び原町、さぬき市、綾歌郡綾川町、仲多度郡多度津町並びに仲多度郡まんのう町公文、炭所東及び東高篠です。

○家畜に由来する事故を減らすため、安全対策に取り組みましょう！（折込参照）